

計量国語学会研究倫理規定

制定 2019年4月20日

会則第9条の3の定めるところにより、研究倫理規定を制定する。

(目的)

1. 計量国語学会（以下本学会）は、個人会員による研究の信頼性と公正性を担保し、もって計量国語学の健全な発展に貢献すべく、研究倫理規定を制定する。

(不正行為)

2. 本学会は、以下の行為を研究上の不正行為とみなす。

(1) 捏造

架空であることを明示せずに、架空のデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改竄

データ、研究結果等を真正でないものに意図的に加工すること。

(3) 盗用

他者のアイデア、データ、研究結果等を、出所の適切な表示なく、自己の論文や研究発表の中で使用し、自己のアイデア、データ、研究結果等とみなされるようにすること。

(4) 剽窃

他者の著作物を、出所の適切な表示なく、自己の論文や研究発表の中で使用し、自己の著作物とみなされるようにすること。自己の既存の著作物を、出所の適切な表示なく、自己の新しい論文や研究発表の中で使用し、新規の著作物とみなされるようにすること。ただし、学会や研究会の予稿集・科学研究費補助金の報告書に掲載された自己の原稿、および自己の未公刊の修士論文や博士論文等は、原則として既存の著作物とみなさない。

(5) 不適切なデータ収集

個人や団体を対象として調査・実験を行う場合、対象者（対象者が未成年者の場合はその保護者等、対象者が団体である場合はその代表者または責任者等）に対して十分な説明と許諾の意思確認を行わずに調査・実験を行うこと。調査・実験の対象者の意思に反した方法や、対象者の心身に害を与える可能性のある方法によってデータを収集すること。

(不正行為の認定)

3. 本学会の機関誌に掲載された論文および本学会の大会で行われた研究発表に関して、学会に対して研究倫理規定違反の疑いが申し立てられた場合、理事会は申し立ての内容を精査する。その後、必要に応じて、申し立て者ならびに申し立てを受けた会員への聞き取りを含む調査を行い、研究倫理規定違反の有無を判断する。

(処分)

4. 理事会において研究倫理規定違反が認定された場合、学会は当該の論文・発表の取り消し、会員資格の一時停止、除籍等、必要な処分を行うことができる。

(処分の通知)

5. 研究倫理規定違反が認定されて処分が行われた場合、学会は当該の事実を全会員に通知する。また、当該会員の所属機関あてに経緯を通知する場合がある。

以上